

発行 平成 年 月 日

## 法人成りシミュレーション

注: このPDFの著作権は藤岡廣子税理士事務所に帰属します。  
無断での転用を禁止します。

福岡県久留米市の藤岡廣子税理士事務所  
<http://www2.ktarn.or.jp/~fuji-01/>

様

---

## 目次

- 1、 (結論) 個人事業継続と法人成り後の 税負担、社会保険料等の比較
- 2、 個人事業者・法人損益一覧表
- 3、 個人の所得税申告状況
- 4、 個人事業の専従者給与 / 法人成り後の役員報酬
- 5、 法人成り後の法人税

## 方針

次の に 及び を控除した (差引) を比較し、 (損得) を決定する。  
 さらに に (臨時収入・支出) を加味する。

	個人	法人
	個人事業者の所得(2参照)	社長役員報酬(4参照) 家族役員報酬(4参照) 法人の当期純利益(1参照)
	個人の税負担額(3参照) 専従者の税負担額(4参照)	法人の税負担額(2と5参照) 役員個人の税負担額(4参照) 家族役員の税負担額(4参照)
	個人の社会保険料(3参照) 専従者の社会保険料(4参照)	役員個人の社会保険料(4参照) 家族役員の社会保険料(4参照)
	差引… - ( + )(1参照)	差引… - ( + )(1参照)
	損得… 法人 - 個人 (1参照)	
	臨時収入・支出(1参照)	
参考	± (1参照)	

1、(結論)個人事業継続と法人成り後の 税負担、社会保険料等の比較

個人事業		法人成り後	
個人の所得額		役員報酬及び当期純利益	
所得	15,212,088	事業主役員報酬	10,500,000
		家族役員報酬	
		当期純利益	3,763,039
合計	15,212,088	合計	14,263,039
収入合計 15,212,088		収入合計 14,263,039	
事業主の税金		法人の税金	
所得税	2,890,290	法人税	691,342
住民税	1,351,800	法人市民税	152,319
事業税	615,604	法人事業税	113,303
		法人県民税	55,567
		地方法人特別税	103,701
合計	4,857,694	合計	1,012,531
専従者の税金		事業主と家族従業員の税金	
所得税		所得税	888,976
住民税		住民税	668,738
合計		合計	1,557,714
税負担合計 4,857,694		税負担合計 2,570,245	
社会保険料		社会保険料	
国民健康保険料	508,800	社会保険料	652,092
専従者の国民健康保険		事業主の厚生年金	
事業主の国民年金	210,080	事業主の厚生年金	610,526
専従者の国民年金		専従者の厚生年金	
合計	718,880	合計	1,262,618
社会保険料等合計 718,880		社会保険料等合計 1,262,618	
差引〔 - ( + ) 〕 9,636,000		差引〔 - ( + ) 〕 10,430,000	

損得

損得〔法人 - 個人〕 794,000 得をします。

参考 さらに継続的ではありませんが、臨時収入・支出を考慮すると

+ 2,528,000 得をします。

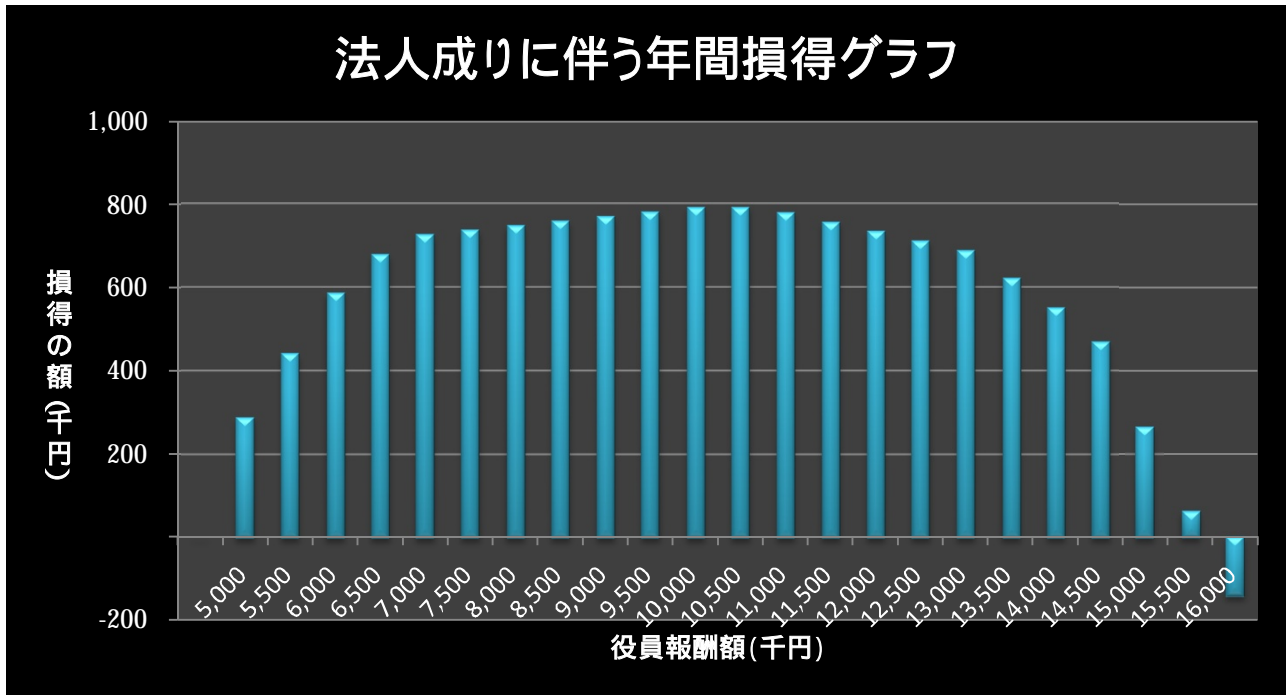
〔臨時収入・支出〕	
消費税2ヶ年免除	2,234,240
設立費用	-300,000
設立に伴う税務報酬	-200,000
臨時収支合計	1,734,240

備考

会計従業員を雇わないものとして  
資本金は1,000万円未満であるものとして  
(1,000万円ちょうどは不可)

損得の損益分岐点グラフ

役員報酬の額  ~ (  ごと)  までをグラフ化します



報酬額	損得
5,000,000	289,000
5,500,000	444,000
6,000,000	589,000
6,500,000	682,000
7,000,000	729,000
7,500,000	740,000
8,000,000	750,000
8,500,000	761,000
9,000,000	772,000
9,500,000	783,000
10,000,000	794,000
10,500,000	794,000
11,000,000	782,000
11,500,000	759,000
12,000,000	736,000
12,500,000	713,000
13,000,000	690,000
13,500,000	624,000
14,000,000	553,000
14,500,000	471,000
15,000,000	267,000
15,500,000	63,000
16,000,000	-142,000

最大値  
最大値

**まとめ**  
 分析の結果から次のような効果があると言えます。

**メリット:**  
 税率の高い所得税から税率の低い法人税へと移すことで節税効果が生じました。

個人事業者では加味されない給与所得控除が役員報酬では適用でき節税効果が生じました。

個人事業者では全額個人負担である社会保険料の半額を会社の経費に算入でき、事業主の負担が減ると共に損金算入ができ、節税効果が生じました。

新規法人なので消費税が2ヶ年免税となりました。

数値化はできませんが、ネームバリューが上昇し対外的な信用度がさらに上がりました。

**デメリット:**  
 法人化に伴い社会保険料・厚生年金の支払額が増加しました。(但し、将来もらえる年金も増加するためメリットとも言えます)

法人の税理士報酬は個人事業者に係るそれよりも多く、負担が増加しました。また、設立に伴う税務報酬も生じました。

設立に伴う登記費用等が生じました。

会計処理の事務的負担が増しました。

2、 個人事業者・法人損益一覧表

3、 個人の所得税申告状況

4、 個人事業の専従者給与 / 法人成り後の役員報酬

5、 法人成り後の法人税

についてホームページ掲載上では割愛させていただきます。

藤岡廣子税理士事務所

福岡県久留米市津福今町195 - 12

TEL 0942 - 30 - 2145

FAX 0942 - 34 - 0392